

尾張旭市道路等境界確認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市が管理する道路、河川、水路の用に供されている土地（以下「道路等」という。）の管理保全を図るため、道路等とその隣接地との境界を協議、確認すること（以下「境界確認」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請ができる者)

第2条 境界確認の申請ができる者は、道路等に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合 当該法人の代表者（当該法人が解散又は破産した場合は、当該解散又は破産に係る清算人又は破産管財人）とする。ただし、申請地の処分に関して土地所有者の代表者以外の者が権限を有する場合において、当該代表者以外の者が申請地の処分権限を有することを証する書面を添付した場合は、申請地の処分権限を有する者を適格な申請者とするができる。
- (2) 共有地の場合 共有者全員とする。共有者に法人が含まれる場合は、前号の規定による。
- (3) 登記されている土地所有者が死亡している場合 相続人（遺産分割協議等で相続人が特定されていない場合は、法定相続人全員）とする。この場合において、申請書に相続人であることを証する書面（写しの場合は、原本証明を必要とする。）を添付するものとする。
- (4) 未成年者又は成年被後見人等が土地所有者の場合 法定代理人（親権者又は後見人等）とする。この場合において、申請書に土地所有者を記名の上、法定代理人を併記するとともに、法定代理人であることを証する書面を添付するものとする。
- (5) 土地所有者が不存在の場合 法定代理人（財産管理人）とする。この場合において、申請書に土地所有者を記名の上、法定代理人を併記するとともに、法定代理人であることを証する書面を添付するものとする。

(境界確認の申請)

第3条 境界確認の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、土地境界確認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 申請者は、手続の一部又は全部を代理人に委任することができる。
- 3 申請者は、登記事項証明書に記載されている土地所有者の住所及び氏名と現在の住所及び氏名に相違がある場合は、そのつながりを証する書面を添付

するものとする。

(申請書の添付図書)

第4条 申請者は、申請書に次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 位置図

縮尺2, 500分の1程度の地図とし、申請地を朱書きで表示する。

(2) 法務局に備付けられた地図又は地図に準ずる図面の写し(以下「公図」という。)

申請地、その隣接土地、境界確認が必要となる道路等及び対側地のものとし、確認箇所を朱書きで表示する。

(3) 仮測量図及び道水路断面図(以下「仮測量図等」という。)

仮測量図は縮尺250分の1から500分の1程度とする。道水路断面図は縮尺100分の1程度とし、申請地の折れ点ごとに作成する。

(4) 申請地の登記事項証明書又は登記事項要約書

申請日において取得後3月以内のものとする。

(5) 申請地の隣接地及び対側地に係る隣接土地所有者等一覧表

対側地は、道水路幅員が4.0m未満のときに限る。申請日において取得後3月以内の登記事項証明書又は登記事項要約書でこれに代えることができる。

(6) 委任状(第3条第2項に規定する代理人が申請する場合のみ)

(7) その他必要と認められる図書でおおむね次に掲げる図書

ア 申請地及びその周辺土地に係る地積測量図

イ 土地区画整理確定図等

ウ 申請地及びその周辺土地に係る境界確定図

エ その他境界確認に必要な図書

(書類審査等)

第5条 市長は、申請者より申請書の提出があった場合、次の事項を審査し、境界確認を実施することが適当である場合は受理するものとする。

(1) 境界確認しようとする土地が道路等であること。

(2) 申請者が第2条に規定する申請適格を備えていること。

(3) 申請書に必要な事項が記入され、かつ、必要図書が添付されていること。

(立会い等の通知)

第6条 市長は、申請書を受理したとき、申請者に対して立会日時その他必要な事項を通知するものとする。

(境界確認)

第7条 市長は、公図、申請書に添付されている図書、市に保管されている図

書等による調査並びに現地の事前調査及び関係者の意見聴取等に基づき境界の調査を行うものとする。

- 2 市長は、前項で規定する調査及び申請書添付図書を基に申請者と立会協議し、土地の境界に関する本市の認識を示すものとする。
- 3 市長は、道路等の区域内の土地の所有権が本市以外の者にある場合は、必要に応じて、その土地所有者に意見を求めることができる。
- 4 境界確認は、申請地及びその隣接土地所有者全員の合意により行うものとする。立会いについては、隣接土地所有者等の都合により実施する。
- 5 道水路幅員が4.0m未満の場合は、原則として道水路対側土地所有者の合意を併せて得るものとする。
- 6 市との立会協議後、仮測量図等に変更が生じた場合、申請者は、速やかに修正を加えた仮測量図等を市長に提出するものとする。その修正内容により必要がある場合、市長は、再度第2項に規定する立会協議を行い、土地の境界に関する本市の認識を示すものとする。

(立会いの省略)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、書類審査、図面による調査及び現地確認の結果、境界を確認することに支障がないと判断する場合は、前条第2項に規定する現地における立会協議を省略することができる。この場合において、市長は、第6条に規定する通知を行わない。

- (1) 不動産登記法（明治32年法律第24号）第14条第1項に規定する地図が備え付けられている地域であり、かつ、申請地の境界標が全て現存し、その境界標を申請地の境界としている。
- (2) 過去に境界確認が完了している土地であり、かつ、申請地の境界標が全て現存し、その境界標を申請地の境界としている。

- 2 申請者は、立会いの省略を希望する場合、第4条に規定する図書のほか、申請地に現存する境界標の設置箇所が確認できる遠景写真及び境界点を確認できる近景写真を申請書に添付するものとする。

(境界確認に関する報告)

第9条 境界確認に立会協議した職員は、市長に境界確認の報告をするとともに、その報告結果を申請者に通知する。

(境界標の設置)

第10条 隣接土地所有者等と境界確認の協議が完了したとき、申請者は、自己の負担において申請地に境界標を設置する。

- 2 境界標は、設置位置の状況に応じて永続的に存在することが可能なものとする。ただし、支障物が存在するなど、境界標の設置が困難である場合は、

この限りでない。

(境界確定図の提出)

第11条 隣接土地所有者等と境界確認の協議が完了したとき、申請者は、次に掲げる図書を2部作成し、市長に提出しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる図書は、次条で規定する境界確認通知書に添付が不要であれば、1部とする。

(1) 境界確定図

縮尺250分の1から500分の1程度。申請地境界線と対側線を記載するとともに、方位、縮尺、所在地番、各境界点名、各境界標の種別、各境界点の既設新設の別、各点間距離及び次号に掲げる道水路断面図の位置が明瞭な平面図並びに座標一覧及び求積表を記載し、境界確認(立会)箇所を朱書きする。

(2) 道水路断面図

縮尺100分の1程度。申請地の折れ点ごとに作成する。申請地側境界点から対側線まで及び同境界点から道路等に設置されている構造物までの距離並びに対側線の位置を記載し、申請地側境界点を朱書きする。

(3) 隣接土地所有者等の境界(筆界)確認書(写しの場合は、原本証明を必要とする。)

(4) 境界標の写真

境界確認を行った境界標の設置箇所が確認できる遠景写真及び境界点が確認できる近景写真とする。ただし、第8条第2項に規定する境界標の写真が提出されている場合は不要とする。

(5) その他市長が必要と認める図書

(境界確認通知書の交付)

第12条 市長は、前条に規定する図書の提出を受けたとき、その内容を審査し、支障がなければ土地境界確認通知書(第2号様式)を交付する。この場合において、当該通知書には、当該図書を1部添付するものとする。

(申請書の取下げ)

第13条 申請を取り下げる場合、申請者は、土地境界確認申請取下書(第3号様式。以下「取下書」という。)に取下理由を記して市長に提出するものとする。

2 申請者は、申請地土地所有者の変更(以下「変更」という。)があった場合は、速やかに市長に取下書を提出するものとする。ただし、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 変更後であってもなお、申請者が申請地の処分に関する権限を有する者

であるとき。この場合において、申請者は、当該権限を有することを証明する書類を提出するものとする。

(2) 変更後の土地所有者から、申請者に対して境界確認及び申請手続に関し委任されたとき。この場合において、申請者は、委任状を提出するものとする。

(3) 申請者が死亡した場合において、その相続人全員から申請者の代理人に対して、境界確認及び申請手続に関して委任されたとき。この場合において、申請者は委任状を提出するものとする。

(境界確認の不調通知)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、土地境界確認不調通知書（第4号様式）により申請者へ通知する。

(1) 申請者と境界の確認について協議が成立しない場合

(2) 第9条に規定する境界確認結果報告通知後1年以内に、第11条で規定する境界確定図等が提出されない場合

(3) 隣接土地所有者等全員の同意が得られない場合

(4) その他境界を確認することができない場合

(境界確認の委任)

第15条 市長は、必要に応じて、第7条第1項及び第2項に規定する調査及び立会協議を委任することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に土地境界確認申請のあったものは、なお従前の例による。

土地境界確認申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
電 話
代理人 住 所
氏名又は名称
電 話
メールアドレス

次のとおり申請します。

- 1 確認する土地の所在及び地番（申請地）

- 2 確認する土地の所有者（登記名義人）
住 所
氏名又は名称
- 3 申請理由
分筆 地積更正 所有権移転 その他（ ）
- 4 測量者
住 所
氏名又は名称

第2号様式（第12条関係）

土地境界確認通知書

第 号
年 月 日

申請者

尾張旭市長

下記土地境界確認申請について、添付図書のとおり確認したので通知します。

記

- 1 申請日
- 2 確認する土地の所在及び地番（申請地）
- 3 立会日（確認日）

第3号様式（第13条関係）

土地境界確認申請取下書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
電 話
代理人 住 所
氏名又は名称
電 話
メールアドレス

次のとおり土地境界確認申請を取り下げます。

- 1 土地境界確認申請日
- 2 確認する土地の所在及び地番（申請地）
- 3 取下理由

第4号様式（第14条関係）

土地境界確認不調通知書

第 号
年 月 日

申請者

尾張旭市長

下記土地境界確認申請について、次の理由により不調とします。

記

- 1 申請日
- 2 確認する土地の所在及び地番（申請地）
- 3 理由